

# 遵 守 事 項

- 1 ポッチャセットを使用目的以外に使用してはならない。
- 2 屋外で使用しないこと。  
ただし、市が認めた場合は、この限りではない
- 3 ポッチャセットの使用する権利を譲渡し、また転貸してはならない。
- 4 ポッチャセットを原状回帰（破損、汚れがないか確認し、汚れは落とす）をして返却すること。
- 5 ポッチャセットの原状を変更し、又はポッチャセットに改良、改造等してはならない。  
ただし、市がこれを認めた場合はこの限りではない。
- 6 ポッチャセットを使用するための必要経費、その他の費用を市に請求することはできない。
- 7 使用者の責に帰すべき事由により、ポッチャセットの全部又は一部を滅失若しくは毀損した場合は、原状に回復し、又はその損害を賠償する義務を負う。
- 8 使用者が遵守事項に定める義務の不履行により、第三者に損害を与えた場合は、賠償する義務を負う。
- 9 使用期間が満了したとき又は使用を取り消されたときは、すみやかにポッチャセットを原状に回復して返却しなければならない。  
ただし、市がこれを認めた場合はこの限りではない。